

施設入所支援

【利用者】

- 夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者

【サービス内容等】

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし。自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定。

【人員配置】

- 夜勤職員
→ 1人～3人以上
- 休日等の職員配置
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

(主な加算等(1日につき))

【報酬単価(案)】

- 180単位～400単位 (定員40人以下)

+

・ 重度障害者支援体制加算

(1) 基本加算 28単位

→ ① 「特別な医療」を受けている者が利用者の2割以上、かつ、利用者の平均区分5以上(経過措置対象者を除く)

② 強度行動障害を有する者が1人以上、かつ、行動援護対象者が利用者の2割以上

(2) 重度加算 22単位(基本加算を算定している場合に限る。)

→ 区分6であって、次に該当する者が2人以上

① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者

② 重症心身障害者

・ 地域移行加算 : 500単位

・ 栄養管理体制加算 : 12～24単位

・ 入院・外泊時の報酬 : 320単位 等

グループホームに関する課題と対応の方向

【課題】

1. サービスの質と責任関係が不明確

- 重度の判定基準が不明確
- 障害程度に応じた人員配置が義務付けられていない(世話人のみ)
- 外部からのホームヘルプ利用が認められている

2. 多数の長期間入所・入院者が存在

- グループホームと他サービスがばらばらに提供されている
- グループホームの整備量が不十分

3. 住居を単位とする小規模な事業運営

- 4人といった小規模単位でも運営できることを前提

【対応の方向】

- 障害程度区分により、ケアホーム対象者を明確化
- 障害程度区分に応じた人員配置を義務付け
 - * 夜間支援体制を評価
 - * 著しく重度の障害者が2人以上いる場合に加算
- ケアホーム事業者の責任による介護の提供
 - * 重度障害により日中活動を利用できない期間を評価

- 居住の場であるグループホーム、ケアホームと日中活動を組み合わせ、生活全体を支援
 - * サービス管理責任者の配置
- グループホーム、ケアホームの量的整備を推進
 - * 「地域移行型ホーム」による段階的な地域生活移行
- グループホームからの自立を視野に入れた支援
 - * 単身生活等への移行実績が高い場合に加算

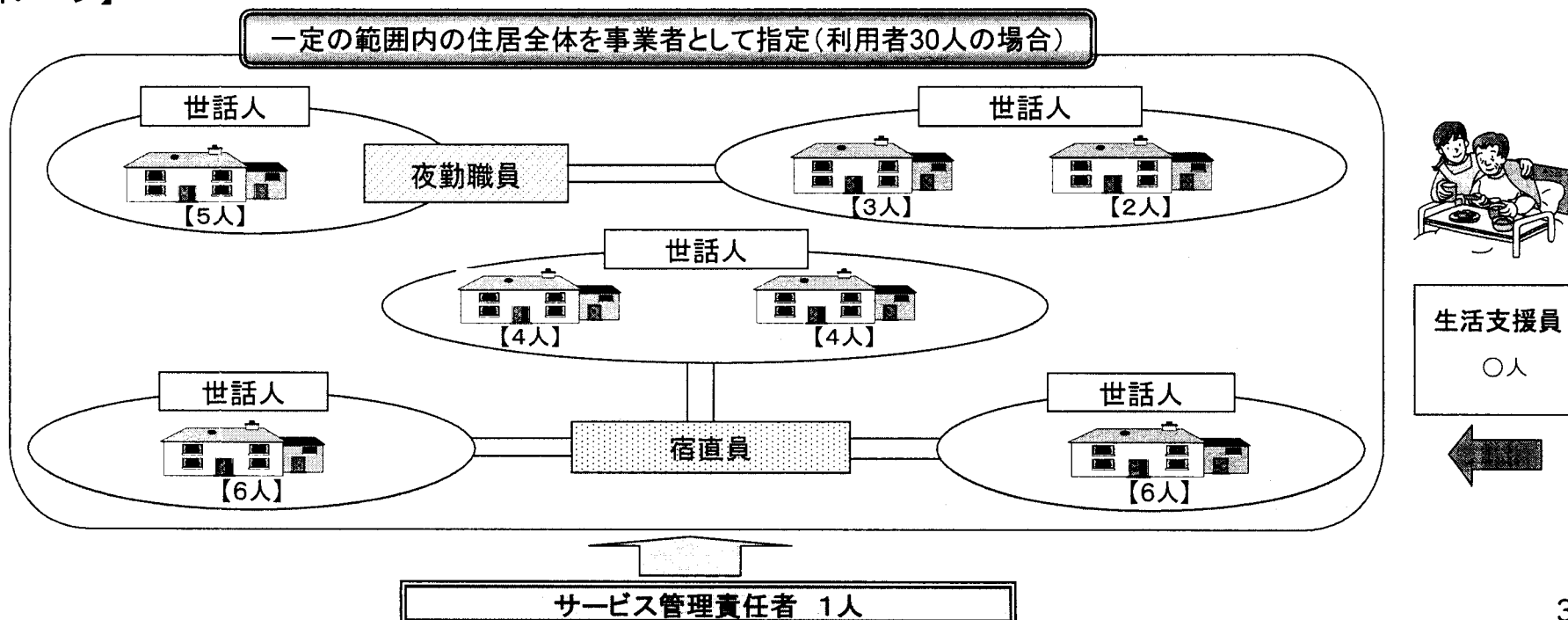
- 夜間等の支援体制を確保できる標準的な事業規模へ移行
 - * 小規模事業への経過措置
 - * 大規模住居の減算

グループホーム・ケアホームの事業運営

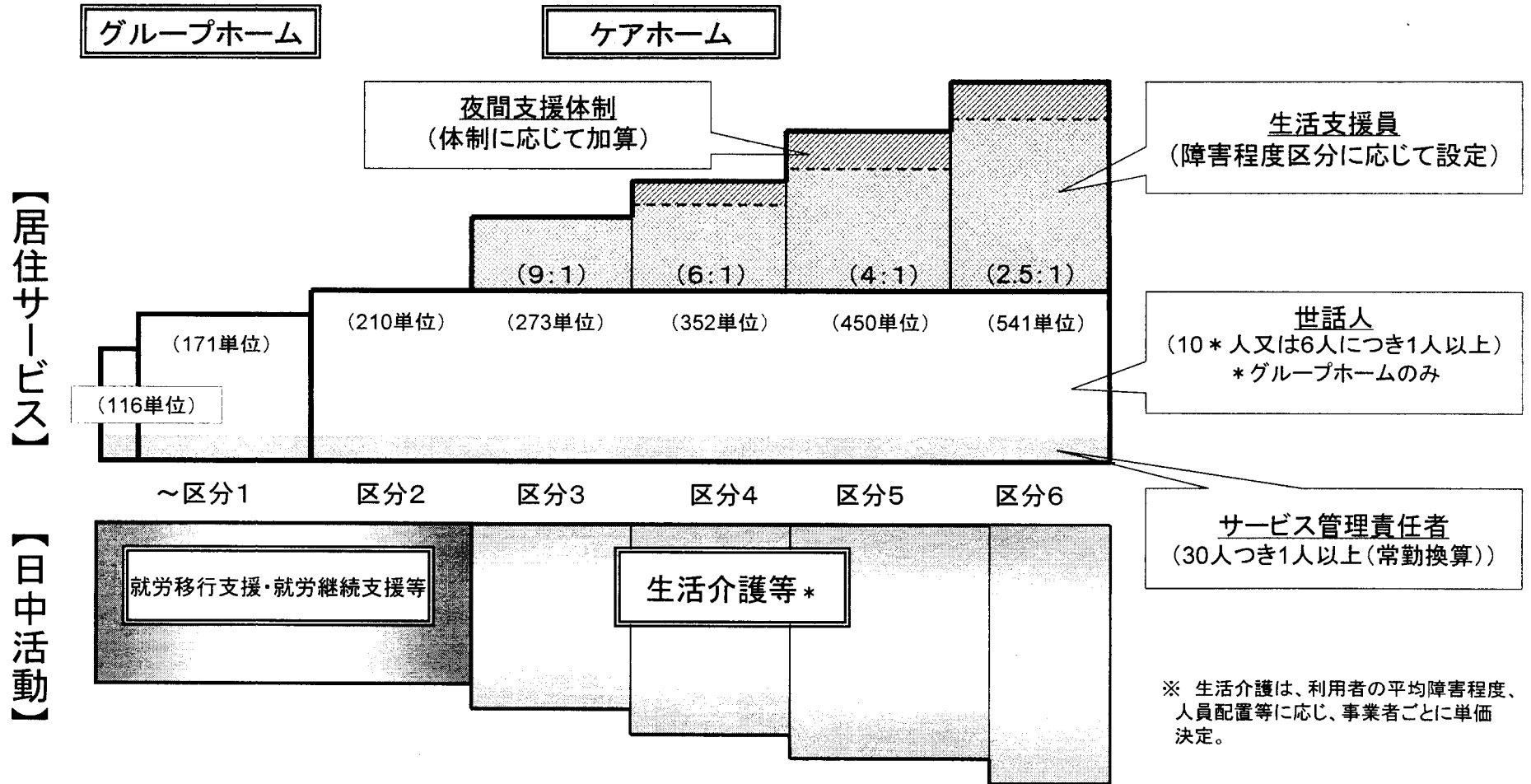
【ポイント】

- ① 個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を事業者として指定。
- ② 世話人は、全体の利用者数に対し、配置。これまで、利用者数にかかわらず1人配置とされている仕組みを改め、10人又は6人につき1人以上の水準を確保。
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数に対し、30人つき1人以上の水準で配置。
- ④ 生活支援員は、全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保(専任職員の配置等の条件に該当する場合には報酬上別に評価)。
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上。

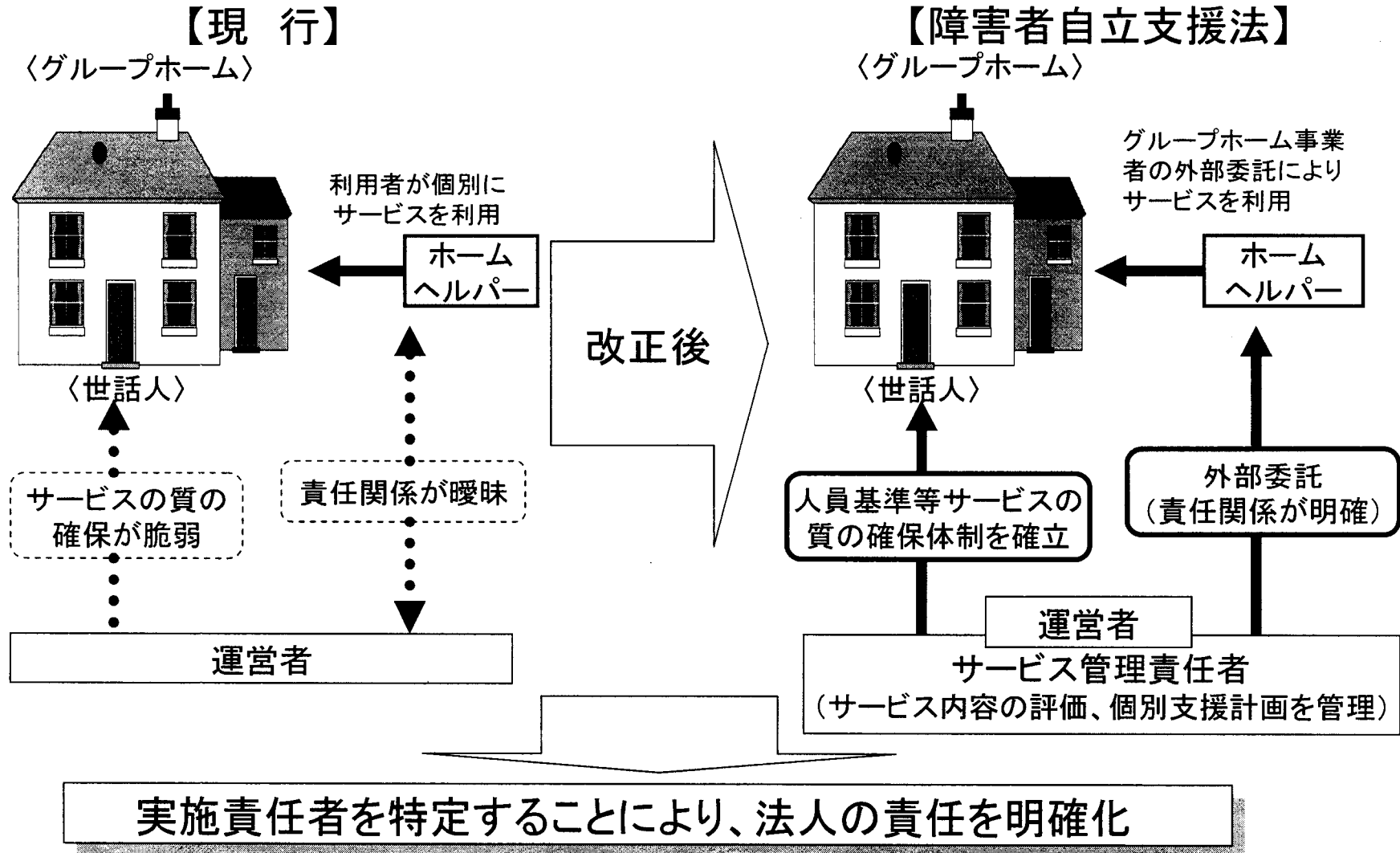
【イメージ】



人員配置と評価の仕組み



グループホームとホームヘルプサービスの関係



グループホーム、ケアホームの配慮措置

1 重度障害者等へのサービスの確保

【夜間支援体制加算】

- 夜間の連絡体制をとった上、必要な職員の配置等、夜間に介護等を行うための勤務体制をとる場合、加算（対象者：区分4-6）[52~97単位/日]

【重度障害者支援加算】

- 重度障害者等包括支援の対象となる者が2人以上いる場合、加算（対象者：区分6）[26単位/日]

【日中活動等支援加算】

- 日中活動サービスの支給決定を受けているが、心身の状況等により利用できない期間が3日以上あり、必要な介護を行った場合、加算（3日目から算定）（対象者：区分4-6）[539単位/日]

【経過的給付】

- 施行時にホームヘルプサービスを現に利用している居住者がいる場合であって、事業者による速やかな生活支援員の確保が困難なときは、事業者の選択により、ケアホームとホームヘルプの給付を受ける方式が可能（平成19年度末まで）

2 単身生活等への移行の支援

- 単身生活等へ移行した者が定員の5割以上等の要件を事業者が満たす場合、6か月以内の移行が見込まれる利用者について、加算 [14単位/日]

3 大規模住居の取扱い

- 一住居当たりの定員が8人又は21人以上の場合、減算 [△5-13%]

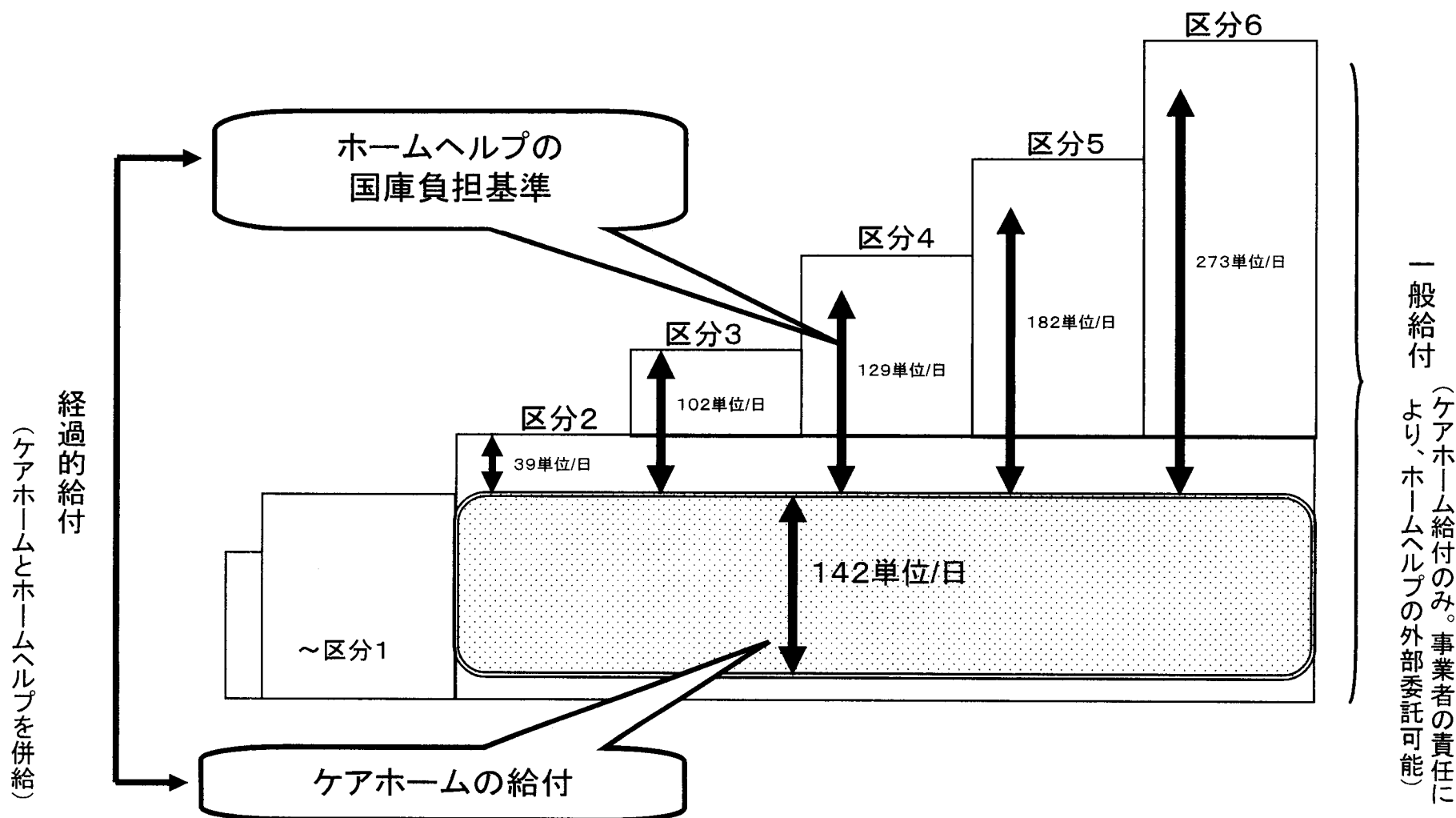
4 小規模事業者への経過措置

- 施行時の利用者が少数の事業者について、世話人や夜間支援体制を確保するため、経過措置として加算（平成20年度まで、段階的に縮小）[小規模事業加算：37単位/日、小規模事業夜間支援体制加算：20~116単位/日]

ケアホームの経過的給付

○ 施行時にホームヘルプサービス(移動介護を除く)を現に利用している居住者がいる場合であって、事業者が速やかに生活支援員を確保することが困難なときは、事業者の選択により、ケアホームとホームヘルプのそれぞれの給付を受ける方式とすることが可能。[平成19年度末までに限る]

* 経過的給付を選択した事業者のケアホーム居住者は、全て経過的給付の対象。



小規模事業者に対する経過措置

- グループホーム、ケアホームについて、個々の住居ではなく、一定の範囲内に所在する住居を全体として捉え、標準的な事業規模(30人)への移行を進めることにより、必要な人員配置と安定的な運営の確保を図る。
- しかしながら、当面、標準規模に達せず小規模で運営せざるを得ない事業者については、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置される生活支援員を除き、夜勤や世話人を確保できないケースがあり得る。
- このため、小規模な事業者でも最小限の夜勤と世話人を確保できるよう、経過的な加算を行う。

世話人 (グループホーム、ケアホーム)

- 利用者数に応じ、10人*又は6人につき1人以上を配置し、定額で評価する仕組み(*グループホームのみ)
↓
《経過措置》 定員4人の事業の場合、世話人1人分を確保できるよう報酬上加算 … 37単位/日
* 3年間限定(段階的に縮小)

夜勤 (ケアホーム)

- 夜勤体制を確保する場合、利用者数に応じ、定額で評価する仕組み
↓
《経過措置》 定員4~10人の事業の場合、夜勤1人分を確保できるよう報酬上加算 … 116~20単位/日
* 障害程度区分4以上の利用者が2人以上いる場合 (定員に応じて設定)
* 3年間限定(段階的に縮小)

注: 施行時に現に実施している事業者に限定。複数のグループホームを運営している場合、相互に独立して運営されていると認められるものでなければ、全体で事業規模を算定。

グループホーム、ケアホームの設置場所について

検討の視点

○ グループホーム、ケアホームの居住の場としての意義は何か。
→ 地域生活とは何か。

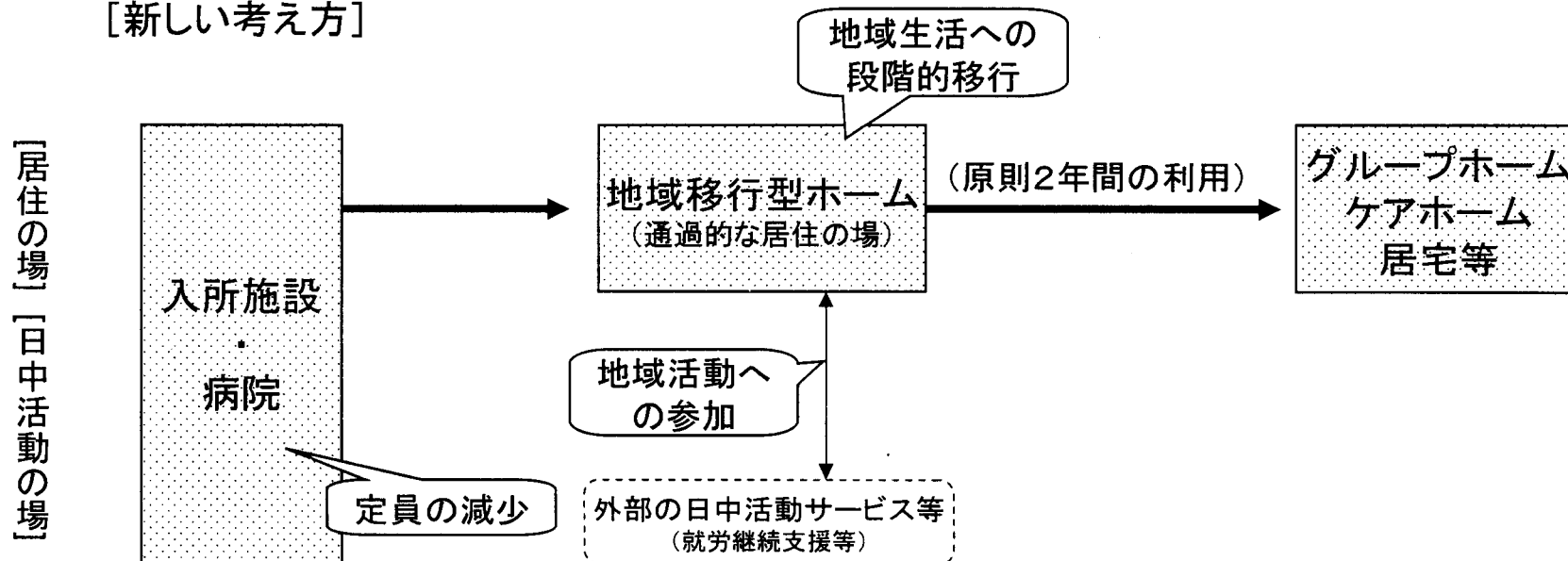
○ 多数の長期間入所・入院者が存在する中、地域生活への移行をどのように具体的に進めていくか。

対応の方向

○ 地域に住む人と自然に交わる
○ 住居から離れた日中活動の場へ通う

○ グループホーム、ケアホームの量的整備の推進
・ 新規整備の他、入所施設等からの転換
・ 地域住民の理解の深化
○ 長期入所・入院からの段階的移行の推進

[新しい考え方]



入所施設・病院の敷地内における地域移行型ホームの設置について

考え方

入所・入院から地域生活への移行プロセスを支える「地域移行型ホーム」と位置付け、以下の条件を満たす場合に限定する。

- 利用者は、日中、外部の事業所等へ通う
- 経過的な利用とする
- 地域住民との交わりを確保する
- 居住の場としてふさわしい環境を確保する
- 地域のサービス整備量が十分でない場合に限る



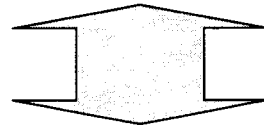
具体的基準

- 個々の利用者の利用期間を、原則2年間と設定。
 - 利用者の地域活動への参加を確保
 - * 外部の日中活動サービス等を組み合わせた個別支援計画を作成
 - * 運営に関し、地域の関係者等を含めた協議の場を設定
 - 入所施設・病院から一定の独立性を確保
 - * 共有部門(居間、便所、洗面設備等)を少人数ごとに配置し、入所施設・病院との共有はしない
 - 居住サービスが不足する地域に限定。既存の建物を活用する場合に限ることとし、併せて入所施設や病院の定員を減少。
 - * 都道府県知事が個別に認める
- ※ 利用者本人の理解と同意を前提

住居1か所当たりの利用者数について

下限

- 2人以上から可能 * 世話人等による適切なサービス提供を前提



上限

【原則】

- 10人まで可能(10人までを1つの生活単位とする居住形態)
* 現行精神障害者グループホームは4人以上・上限なし

【既存資源を活用する場合】

- 20人まで可能
・より小規模な生活単位を確保するため、共有部門(居間、便所、洗面設備等)を少人数ごとに配置(10人までを1つとする生活単位が2つまで可能)
* 居室は原則個室。
- 居住サービスが不足する地域において、特に必要があるとして都道府県知事が個別に認める場合、30人まで可能(10人までを1つとする生活単位を3つまで可能)
* 入所施設の定員30人以上、福祉ホームの定員5人以上
* 現行通勤寮の定員20人以上

※ 多人数の運営により効率化が図られることから、住居1か所当たりの利用者が8人又は21人以上の場合、報酬を減算。

サービス利用計画作成費について

1. 報酬単価の考え方

利用者負担の上限額管理の必要性の有無に応じて単価区分を設定する。

① サービス利用計画作成費相当分

- 現在、相談支援を行っている先行地域の事業者における計画的なプログラムによる支援の実施状況を参考に設定。
- この時間をもとに、居宅介護（身体介護）の報酬水準や介護支援専門員の介護報酬を参考とした報酬とする。

② 利用者負担上限額管理相当分

- 上限額管理に要する時間を居宅介護（家事援助）の報酬水準を参考とした報酬とする。

※1 地域区分に応じた単価とする。

※2 障害程度区分は報酬に反映しない。

【報酬単価の設定】

サービス利用計画作成費分 850 単位、利用者負担上限額管理分 150 単位として単価を設定。

- ① サービス利用計画作成費（Ⅰ） 1,000 単位
- ② サービス利用計画作成費（Ⅱ） 850 単位

※（Ⅰ）の単価は、利用者負担の上限額管理が必要と市町村が認めた者及び重度障害者等包括支援の対象者が、重度障害者等包括支援事業を希望せず、重度訪問介護等の障害福祉サービスにより支給決定を受ける者について算定し、

（Ⅱ）の単価は、利用者負担の上限額管理を必要としない者について算定する。

2. 報酬減算の取扱い

相談支援専門員の行う業務が運営基準に抵触する場合は、報酬を算定しない仕組みとする。

- 少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問（モニタリング）すること
- サービス担当者会議等によりサービス利用計画の内容等について担当者から意見を求めること
- 利用者又はその家族に対して説明のうえ、サービス利用計画を利用者等に交付すること 等

【報酬減算について】

- ① 相談支援専門員が行う指定相談支援の業務については、運営基準に定めることとしており、その基準に抵触する場合は、8,500円（サービス利用計画費相当分）を算定しない。
- ② サービス利用計画費（I）の対象者については、1,500円（利用者負担上限額管理相当分）のみ算定できる。

3. 国庫負担

- ① 対象者の選定に当たっては、対象者の状態像についての解釈について、市町村間でばらつきが生じることが予想されることから、限られた財源を公平に配分するため、国庫負担基準を設定する。
- ② 国庫負担基準については、市町村の障害福祉サービス利用者数（施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度包括支援の利用者を除く）の10%に相当する額を基礎として設定する。